

令和3年4月改訂

「サンシャイン観光推進特区」説明資料

いわき市 観光文化スポーツ部 観光振興課 (TEL : 0246-22-1292)

1. 計画の概要

東日本大震災復興特別区域法（※1）に基づき、いわき市が申請した「いわき市復興推進計画（サンシャイン観光推進特区）」が、復興庁から、平成24年11月13日に認定、平成28年1月27日に変更認定され、令和3年4月1日より復興特区法の一部改正に伴い、適用期間が3年間延長されました。

この特区制度では、いわき市の基幹産業の一つである観光産業の早期復興のため、宿泊業や飲食サービス業をはじめとする観光に関連する幅広い産業の集積を図ることにより、雇用や新規投資を創出し、地域経済の活性化を目指すものです。具体的には、いわき市内の特定復興産業集積区域において、業種等の要件を満たす法人や個人事業者の方が、事業用の設備等を新たに取得したり、震災で被災された方（※2）を雇用した（又は、雇用している）場合に、税制上の特例措置が受けられるようになります。

※1 東日本大震災復興特別区域法

⇒ 東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に進めるため、震災により被害が生じた地方公共団体が、計画を作成し国に認められた場合等に、税制の特例などを受けられる仕組みです。

※2 震災で被災された方

⇒ 平成23年3月11日時点で、特定被災区域内（福島県の場合、全市町村）の事業所で勤務していた方、又は、特定被災区域内に居住していた方。

2. 対象者

次の要件をすべて満たす事業者が対象となります。

- ①「特定復興産業集積区域内」において、
- ②「集積を目指すとされた業種」(※1)のうち、
- ③いわき市を訪れる観光客等に対するサービスや地場産品等の提供など、「いわき市の観光振興に資する事業」(※2)を行う法人又は個人事業者。

※1 対象業種について（詳細は、P4参照）

⇒ 業種を定めている「日本標準産業分類」においては、観光業という分類はありませんが、観光に関連のある次の業種が対象になります。

○直接的に観光に関連する業種の例

- ・宿泊業、温泉浴場業、旅行業など

○間接的に観光に関連する業種の例

- ・飲食店、飲食料品小売業、広告業など

※2 「いわき市の観光振興に資する事業」について

⇒ この特区制度は、いわき市の魅力を発信し観光誘客を推進することをねらいとしているため、「観光客を相手にする事業」や「観光誘客につながる事業」を展開することが必要です。

申請にあたっては、いわき市の観光振興のためにどのような事業に取り組むのか、具体的な内容をお示しいただくこととなります。

3. 特定復興産業集積区域

「特定復興産業集積区域」の設定の考え方は、次のとおりです。

- 本市の基幹産業である観光業の復興及び更なる集積を促進するため、既存の観光資源が集積している地域や、今後、観光関連産業の集積が見込まれる地域とします。
- 観光関連産業である宿泊業や飲食店、小売業などは、市街化区域への立地を進める必要があり、コンパクトシティのまちづくりを進める観点から、中心市街地への集積を図ります。（※ 本特区法において、土地利用の規制緩和はありません。）
- 津波により甚大な被害を受けた久之浜地区や薄磯・豊間・江名地区をはじめとする沿岸地区については、観光拠点としての魅力を回復させるとともに、生活基盤の確保を図るため、対象地域とします。

区域	主なエリア
①平地区	いわき駅周辺地域
②沿岸地区	小名浜港背後地の既成市街地、四ツ倉駅周辺地域 四倉から小浜町に至る海岸から概ね1km以内の地域
③常磐地区	湯本温泉郷全体
④勿来地区	沿岸地域～勿来駅周辺～いわき勿来ICに至る地域
⑤植田地区	植田駅前周辺地域
⑥久之浜地区	久ノ浜駅～久之浜漁港周辺地域、海岸から概ね1km以内の地域
⑦内郷地区	市街化区域、白水阿弥陀堂周辺、高野花見山周辺 県道小名浜小野線の周辺、市道白水・高野線の周辺

※ 詳細な地名等については、別掲の資料をご参照ください。

4. 集積を目指す業種

サンシャイン観光推進特区において「集積を目指す業種」は、次のとおりです。

※ いわき市を訪れる観光客等に対するサービスや地場産品等の提供など「観光振興に資する事業」を行う法人又は個人事業者が対象となります。

大分類	日本標準産業分類 中・小・細分類	特定復興産業集積区域						
		平	沿岸	常磐	勿来	植田	久之浜	内郷
I 卸売・小売業	572 男子服小売業	○	○	○	○	○	○	○
	573 婦人・子供服小売業	○	○	○	○	○	○	○
	574 靴・履物小売業	○	○	○	○	○	○	○
	579 その他の繊維・衣服・身の回り品小売業	○	○	○	○	○	○	○
	58 飲食料品小売業	○	○	○	○	○	○	○
	603 医薬品・化粧品小売業	○	○	○	○	○	○	○
	606 書籍・文房具小売業	○	○	○	○	○	○	○
	607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	○	○	○	○	○	○	○
K 不動産業、 物品賃貸業	704 自動車賃貸業	○	○	○	○	○	○	○
	705 スポーツ・娯楽用品賃貸業	○	○	○	○	○	○	○
L 学術研究、 専門・技術サービス業	726 デザイン業	○	○	○	○	○	○	○
	7293 通訳業、通訳案内業	○	○	○	○	○	○	○
	731 広告業	○	○	○	○	○	○	○
	746 写真業	○	○	○	○	○	○	○
M 宿泊業、 飲食サービス業	75 宿泊業	○	○	○	○	○	○	○
	76 飲食店	○	○	○	○	○	○	○
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	○	○	○	○	○	○	○
N 生活関連サービス業、 娯楽業	781 洗濯業	○	○	○	○	○	○	○
	785 その他の公衆浴場業	○	○	○	○	○	○	○
	789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	○	○	○	○	○	○	○
	791 旅行業	○	○	○	○	○	○	○
	794 物品預り業	○	○	○	○	○	○	○
	7962 結婚式場業	○	○	○	○	○	○	○
	80 娯楽業	○	○	○	○	○	○	○
	80 娯楽業（ゴルフ場を除く）	○	○	○	○	○	○	○
	8043 ゴルフ場	○	○	○	○	○	○	○
	805 公園、遊園地	○	○	○	○	○	○	○
	8091 ダンスホール	○	○	○	○	○	○	○
8093 遊漁船業	○	○	○	○	○	○	○	
O 教育、学習支援業	8246 スポーツ・健康教授業	○	○	○	○	○	○	○
	8249 その他の教養・技能教授業	○	○	○	○	○	○	○
P 医療、福祉	831 病院	○	○	○	○	○	○	○
	835 療術業	○	○	○	○	○	○	○
R サービス業(他に分類されないもの)	951 集会場	○	○	○	○	○	○	○

注：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種は除く。

5. 税制上の特例措置

(1) 国税

選択適用



ケース	税制上の特例措置	特例の内容
①事業用施設・設備等を新設・増設した場合	事業用設備等に係る特別償却又は税額控除（法37条）	機械・装置、建物等の投資に係る特別償却又は税額控除
②被災された方を雇用した場合	法人税等の特別控除（法38条）	被災被用者の給与等支給額の10%を税額控除（5年間）
③新たに法人を設立した場合	新規立地促進税制（法第40条）	新規立地新設企業の法人税を実質無税（5年間）
④開発研究用減価償却資産を取得した場合	研究開発税制の特例等（法39条）※要件を満たせば上記①～③のいずれかと併用可能	開発研究用減価償却資産の特別償却＋税額控除

(2) 地方税 ※法37条、法39条、法40条に規定する税制特例の適用を受ける事業者（法人・個人）に限る

ケース	税目	特例の内容
事業用施設・設備等を新設・増設した場合など ※上記①、③、④に該当する場合、対象となる。	法人・個人事業税（県税）	所得（又は収入）金額のうち、対象施設等に係るものに対して課される事業税の免除（5年間）
	不動産取得税（県税）	対象施設等及びその敷地である土地に対して課される不動産取得税の免除
	固定資産税（県・市課税分）	対象施設等に対して課される固定資産税の免除（新たに課される年度以降5か年度分）

【税制上の特例措置を受けられるケース（例）】

事業用の施設・設備等を 新設・増設した場合

○対象になるケース

- ・自ら事業を行うことを目的に、ホテル、旅館、店舗等を新たに建設する場合
- ・自ら事業を行っている既存のホテル、旅館、店舗等を増設する場合
- ・浴場設備等の設備を新たに導入する場合

○対象にならないケース

- ・賃貸を目的に、ホテル、旅館、店舗等を新たに建設する場合
- ・賃貸している既存のホテル、旅館、店舗等を増設する場合
- ・冷蔵庫やクーラー等の備品や自動車を新たに購入する場合

被災された方を 雇用した場合

○平成23年3月11日時点で特定被災区域内（福島県の場合、全市町村）の事業所で勤務していた方を雇用すること

○平成23年3月11日時点で特定被災区域内（福島県の場合、全市町村）に居住していた方を雇用すること

※新規雇用に限らず、上記に該当する方を雇用している場合に、課税の特例を受けられます。

◆ 国税の特例①：事業用設備等に係る特別償却又は税額控除（法第37条）

サンシャイン観光推進特区の認定日（平成24年11月13日）から、令和6年3月31日までの間に、指定を受けた法人又は個人事業者が、特定復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができます。

◆ 機械又は装置

取得価格の50%の特別償却、又は15%の税額控除（注1）

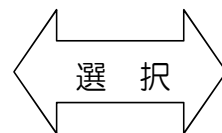
◆ 建物

取得価格の25%の特別償却、又は8%の税額控除（注1）

（注1）当期税額の20%を限度とし、20%を超えた部分の金額については4年間、繰越控除ができます。

◆ 特別償却

取得等の時期 資産等の区分	～令和6年3月31日まで
機械装置	50%
建物・構築物	25%



◆ 税額控除

取得等の時期 資産等の区分	～令和6年3月31日まで
機械装置	15%
建物・構築物	8%

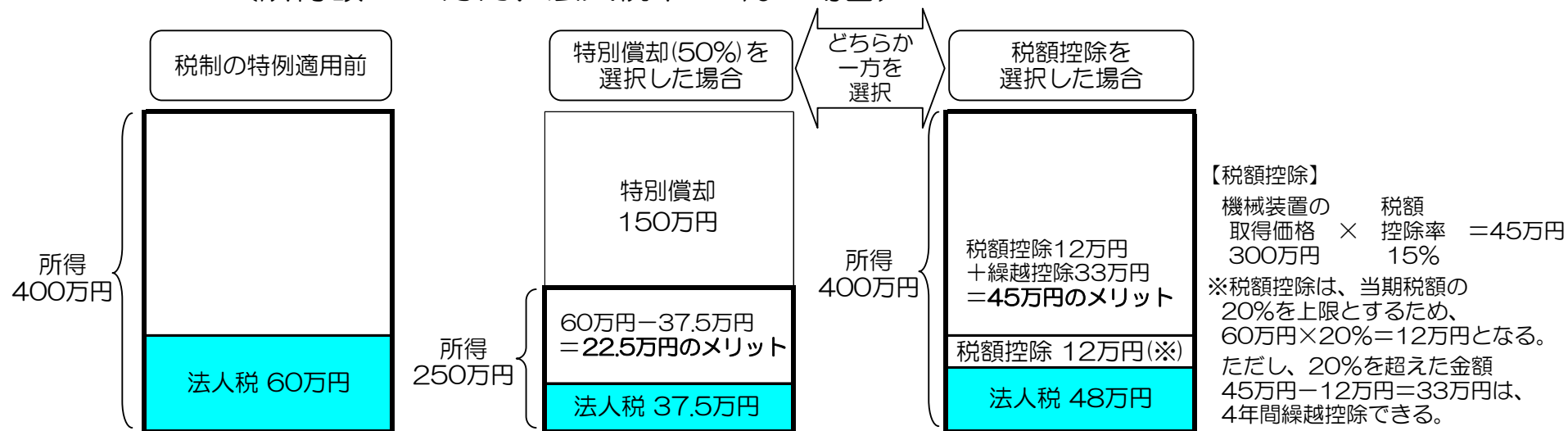
◆ 機械・装置：事業者が事業活動で長期に渡り自社で継続的に使用する機械や装置のこと。
（映画館、劇場用設備、遊園地用設備、ボウリング場用設備等）

◆ 建物：附属設備（ボイラー設備、エレベーター、エスカレーター等）・構築物を含む

※税制上の特例措置が受けられるものとして福島特措法（風評税制）もございますので、詳しくは福島県企画調整部風評・風化戦略室（024-521-1129）もしくは、いわき地方振興局企画商工部（0246-24-6006）へお問い合わせください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokusoho1070.html>

<ケース1> 300万円の機械装置を新たに導入した場合 (所得額400万円、法人税率15%の場合)



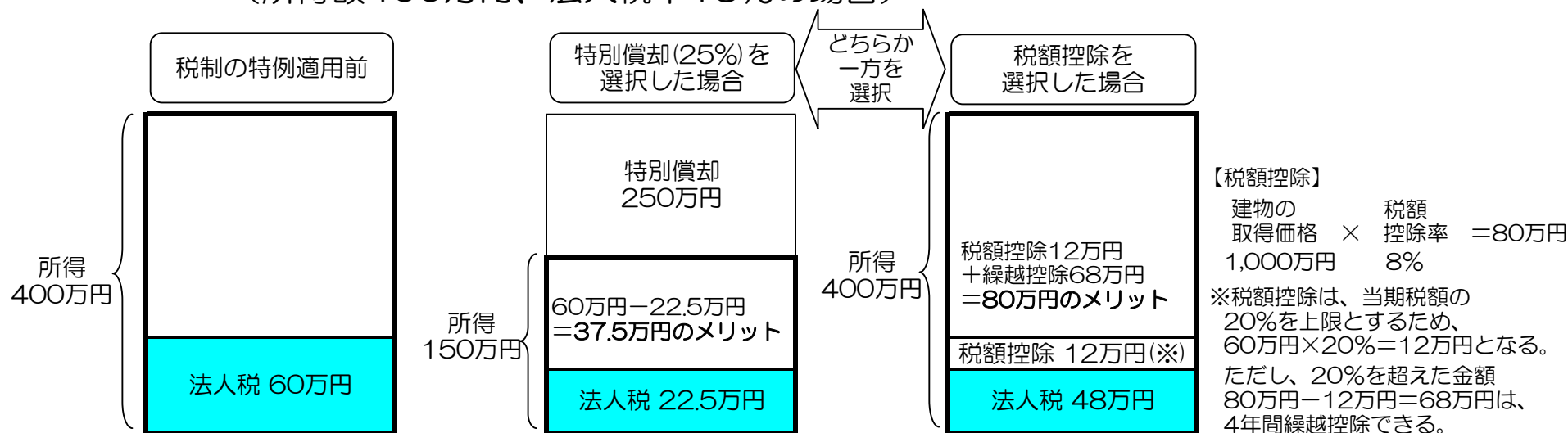
※ 特別償却と税額控除のどちらを選択した方が有利になるかは、所得の状況等により異なりますので、ご注意ください。

◎ 「国税の特例①：事業用設備等に係る特別償却又は税額控除」の指定を受けた場合、地方税の特例措置を受けることができます。

次の地方税が免除されます。

- ①法人・個人事業税（県税） …いわき地方振興局県税部(0246-24-6032)
 - ②固定資産税（市税） …いわき市役所資産税課(0246-22-7434)
- ※詳しくは担当部門へお問い合わせください。

<ケース2> 1,000万円の建物を新たに建設した場合 (所得額400万円、法人税率15%の場合)



※ 特別償却と税額控除のどちらを選択した方が有利になるかは、所得の状況等により異なりますので、ご注意ください。

◎ 「国税の特例①：事業用設備等に係る特別償却又は税額控除」の指定を受けた場合、地方税の特例措置を受けることができます。

次の地方税が免除されます。

- ①法人・個人事業税（県税） …いわき地方振興局県税部(0246-24-6032)
- ②不動産取得税（県税） …いわき地方振興局県税部(0246-24-6033)
- ③固定資産税（市税） …いわき市役所資産税課(0246-22-7434)

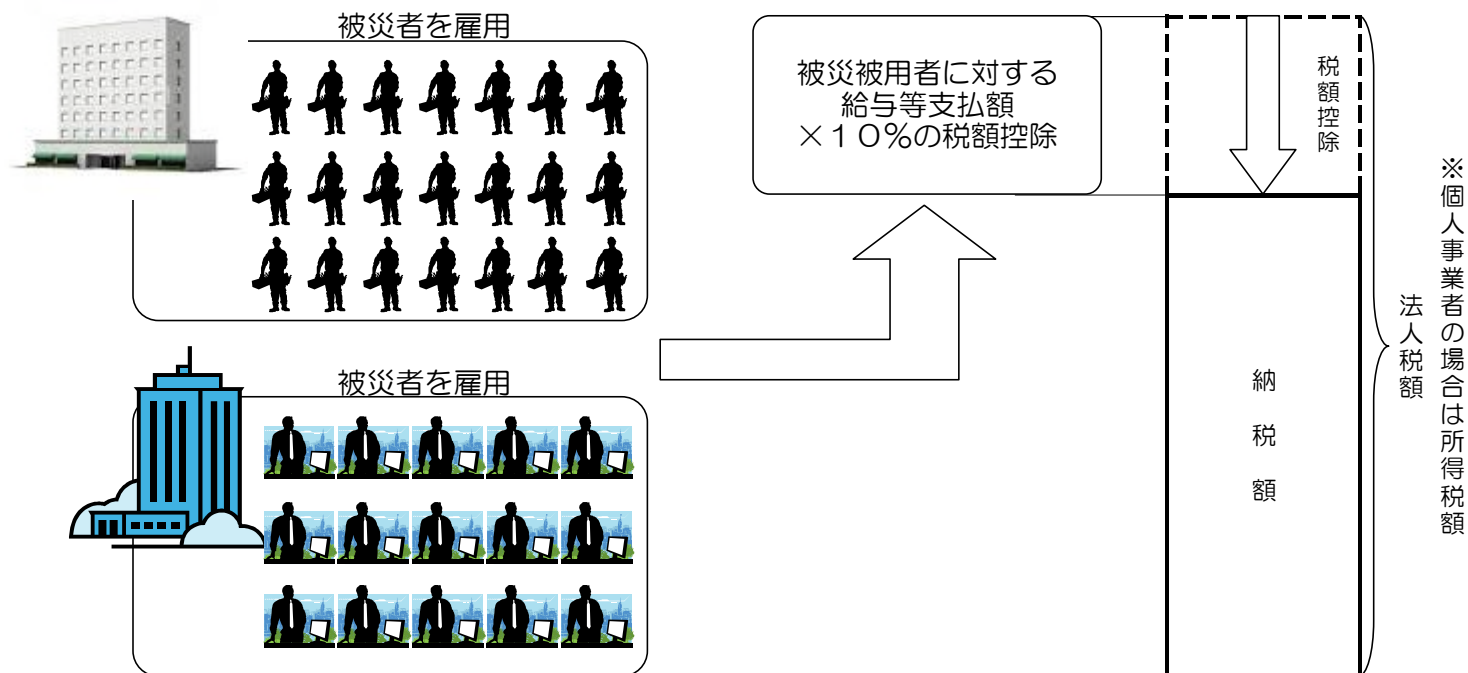
※詳しくは担当部門へお問い合わせください。

◆ 国税の特例②：法人税等の特別控除（法第38条）

令和6年3月31日までに指定を受けた法人又は個人事業者が、指定を受けた日から5年間の特定復興産業集積区域内の事業所における被災被用者（注1）に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度として控除できます。

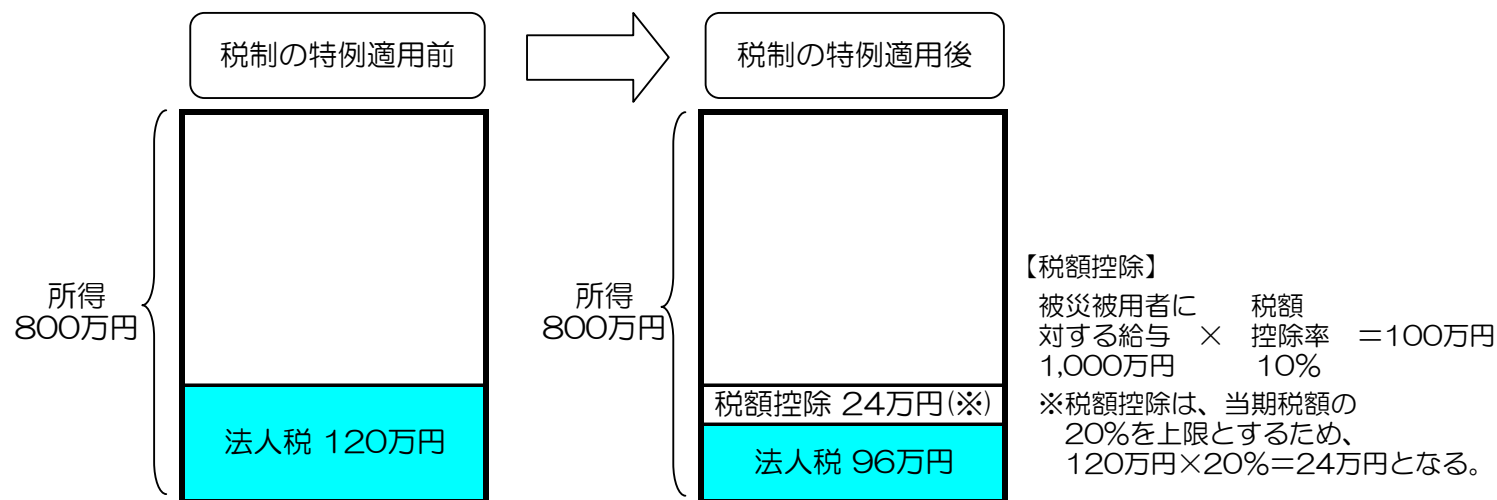
（注1）被災被用者とは次のいずれかに該当する者

- ①平成23年3月11日時点で、特定被災区域内（特定被災区域には、いわき市全域が含まれます）の事業所で勤務していた者
- ②平成23年3月11日時点で、特定被災区域内（特定被災区域には、いわき市全域が含まれます）に居住していた者



<ケース3>被災された方を雇用した場合

(被災被用者に対する給与額1,000万円、所得額800万円、法人税120万円の場合)



※ 一つの事業者が、「国税の特例①」と「国税の特例②」の両方の指定を受けることができます。ただし、同年度中に、両方の特例を受けることはできないため、いずれかの特例を選択する必要があります。

(例) 令和元年度に店舗を建設する法人の場合(決算期:3月)

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
5/1 9/1 指定 店舗建設					
「国税の特例①: 事業用施設に 係る特別償却」 を選択	「国税の特例②:被災被用者に対する給与等に係る法人税の特別控除」を選択 【適用期間】R2.4.1~R7.3.31(5年間)				
		R6.3.31 税の特例を 受けるための 指定の期限			

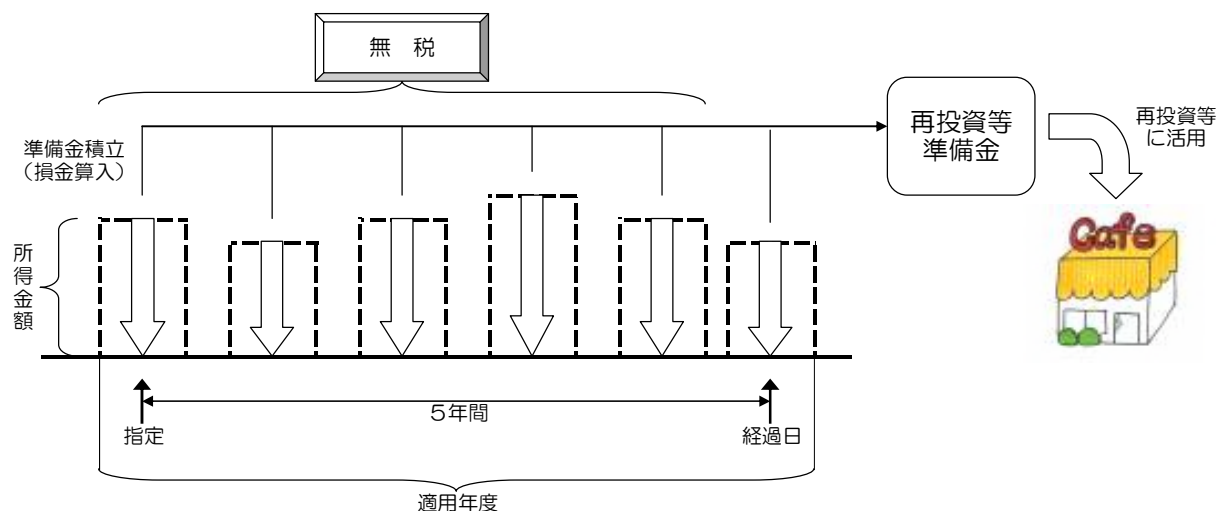
◆ 国税の特例③：新規立地促進税制（法第40条）

サンシャイン観光推進特区にて設定された「特定復興産業集積区域内」における新規立地新設企業の立ち上げを支援するため、特定復興産業集積区域内に新設され、指定を受けた法人（※本措置は法人のみが対象となります）において、指定後5年間、課税が発生しないよう次の措置が講じられます。

- (1) 特定復興産業集積区域内において、令和6年3月31日までの間に指定を受けた法人が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できます。
- (2) 同じ特定復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却（準備金の範囲内で即時償却）できます。

本措置の対象となる法人は、次の要件を全て満たす法人

- ① サンシャイン観光推進特区の認定の日（H24.11.13）以後に設立されたこと
- ② 被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
- ③ サンシャイン観光推進特区に記載された事業のみを行う法人であること
- ④ 特定復興産業集積区域内に本店を有すること
- ⑤ 再投資等準備金を積み立てる事業年度において、特定復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと
- ⑥ 指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価格が3億円以上（中小法人等は3,000万円以上、または最大3事業年度内で5,000万円以上）であること



※積み立てられる再投資等準備金については、
 ①機械又は建物等に再投資等を行った事業年度においてはその支出額と同額を、
 ②指定の日以後10年が経過した日を含む事業年度(基準年度)以後の各事業年度においては基準年度の準備金残高の10分の1を、それぞれ取り崩して益金に算入することとなります。

6. 税制特例措置の手続きの流れ

(1) いわき市へ指定の申請

指定を受けようとする法人又は個人事業者は、①指定申請書、②指定事業者実施計画書、③指定要件に関する宣言書に、必要書類を添えていわき市へ指定の申請をします。

(2) いわき市による指定書の交付

指定の申請を受けたいわき市は、法令に定める指定要件を満たしていることを確認し、申請者に対して申請を受けた日から原則として1ヶ月以内に「指定書」を交付します。
※指定された事業者等は指定内容について公表されます。
また、指定が取り消しとなった場合も同様です。

(3) いわき市へ指定に係る事業の実施状況報告

指定書の交付を受けた事業者等は、事業年度終了後1ヶ月以内に、いわき市へ①復興推進事業に関する実施状況報告書に、必要書類を添えていわき市へ事業の実施状況を報告します。
※指定を受けた事業者は実施状況報告の提出が義務となります。

(4) いわき市による認定書の交付

事業の実施状況について報告を受けたいわき市は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合に限り、報告を受けた日から原則として1ヶ月以内に指定事業者へ「認定書」を交付します。

(5) 認定書をもって税の申告

指定事業者は、交付された「認定書」をもって、税制上の特例措置に係る確定申告を行います。
※認定書の交付をもって特例措置を受けられるものではありません。認定とは別に、税務署による税務上の審査が行われます。
※申告方法等の詳細については国税庁HPをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/>

7. 申請書類等の一覧

区 分	様 式		添 付 書 類	
事業用設備等に係る 特別償却等 (法第37条)	申請時	第2の4	指定申請書	①個人事業者である場合は、住民票の抄本又はこれに準ずるもの ②法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ③その他参考書類（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第2の4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第2の5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第2の1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②貸借対照表及び損益計算書等
法人税等の特別控除 (法第38条)	申請時	第3の4	指定申請書	①個人事業者である場合は、住民票の抄本又はこれに準ずるもの ②法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ③その他参考書類（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第3の4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第3の5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第3の1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②貸借対照表及び損益計算書等 ③課税の特例の適用期間における雇用者の給与等支給額 ④雇用者が東日本大震災の被災者であることを証する書類
研究開発税制の特例等 (法第39条)	申請時	第4の4	指定申請書	①個人事業者である場合は、住民票の抄本又はこれに準ずるもの ②法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ③その他参考書類（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第4の4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第4の5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第4の1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②貸借対照表及び損益計算書等
新規立地促進税制 (法第40条)	申請時	第5の4	指定申請書	①定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ②その他参考書類（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第5の4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第5の5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第5の1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②貸借対照表及び損益計算書等 ③課税の特例の適用期間における雇用者の給与等支給額 ④雇用者が東日本大震災の被災者であることを証する書類

※提出する資料の用紙の大きさは、全て、日本工業規格A列4番としてください。

※各様式への記載方法については、別掲の「記載例」をご参照ください。